

福井県指令産技第194号

福井県吉田郡永平寺町光明寺 41-4

株式会社西村砂利工業

代表取締役 西村 雅治

認 可 指 令 書

令和5年2月24日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法第33条の規定により別紙のとおり認可する。

なお、この処分に不服のある場合は、採石法第39条第1項の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

令和5年6月12日

福井県知事 杉 本 達 治



別 紙

1 採取場等の区域および面積

(1) 採取場所

勝山市北郷町坂東島51字上剛谷1-1、1-3

勝山市北郷町坂東島52字大飯谷1-1、1-2

(実測面積 261,735㎡)

2 採取をする岩石の種類および数量

(1) 岩石の種類

(2) 数量

安山岩、閃緑岩

407,589t/5年

3 採取の期間

令和5年6月15日から令和10年6月14日

4 採取等の方法

(1) 採取

露天堀(階段採掘法)、火薬使用

(2) 加工

破碎選別

5 災害等防止の方法

令和5年2月24日付け申請書に記載のとおり

6 認可の条件

(1) 災害防止について

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、ベンチカット法により計画どおり傾斜を保持して掘削する他、落石、土砂・法面の崩壊、汚濁水の流出等の災害が生じないように対策を講じること。

イ 基準に基づいた傾斜を保持し、土砂崩れ等の災害防止に努めること。

ウ 開発範囲に既存の土砂災害(特別)警戒区が指定されており、開発が終了した際は確定測量図の提出をすること。また、出願区域内で地形改変が行われると土砂災害警戒区域等が発生する恐れがあるため、地形の確定測量図の提出をすること。

(2) 環境保全について

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、粉じん、濁水、騒音および振動の発生により環境保全上の支障が生じないように対策を講じること。



特に、濁水については、公共用水域を汚濁することのないよう、防止対策に万全を期すこと。

イ 岩石の搬出に当たっては、交通公害の未然防止に努めるとともに、道路を土砂で汚さないように配慮すること。

ウ 次の場合には届出が必要であり、事前に奥越健康福祉センターと協議すること。

- ・大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置、構造等の変更または廃止等

- ・水質汚濁防止法に基づく特定施設（水洗式分別施設等）の設置、構造等の変更または廃止等

- ・土壌汚染対策法第4条第1項の規定に該当する3,000㎡以上の土地の形質の変更

- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者およびその代理者等の選任、死亡または解任

### (3) 汚濁水の流出等について

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、付近の河川など公共用水面や道路に汚濁水等を流すことのないよう防止対策に万全の措置を講じるとともに、重機からの油等が流出しないよう万全の注意を払うこと。

イ 場内沈砂池（調整池）については、計画容量が不足しないよう沈砂池内に堆積した土砂は定期的に浚渫するとともに、大雨が予想される際には、予め沈砂池および排水路を浚渫するなど、維持管理を徹底すること。また、破損または崩壊した場合には、直ちに補修すること。

ウ 場内沈砂池（調整池）を新たに設置または変更する場合は、事前に県と協議すること。

エ 申請面積に変更が生じる場合は、調整池協議を河川管理者と行うこと。

オ 採石計画地付近を流れる九頭竜川には、漁業法第69条の規定に基づく同第60条第5項第5号の第5種共同漁業権が次の免許番号、漁業権者、免許期間、漁場図のとおり免許されているため、採取にあたっては、事前に下記漁業協同組合に事業実施にかかる情報を提供し、十分調整を図ること。

- ・免許番号 内共第1号

- ・漁業権者 九頭竜川中部漁業協同組合

- ・免許期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

- ・漁場図 別図（写）

カ 水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき定められた福井県漁業調整規則第41条第1項「水産動植物に有害なものを遺棄し、または漏せつてはならない。」を遵守し、汚濁水を公共用水面に流入させないこと。



キ 河川（九頭竜川）への汚濁水の流出防止に努めること。

(4) 緑化対策について

- ア 採取地は、中部縦貫自動車道や国・県道から容易に望見することのできる位置にあるため、自然景観保全の観点から、採取終了箇所について順次速やかな緑化を行い、山肌の露出を抑制すること。
- イ 岩石採取行為完了後は、早期に「緑化マニュアル」に基づいた在来種による緑化を行うこと。

(5) 道路の汚損・破損等について

- ア 岩石等の搬出に当たっては、周辺国道・県道など道路を破損、汚損しないよう、清掃人の配置、タイヤの洗浄、粉じん防止のための散水などを行うとともに、岩石等が荷こぼれしないよう、落石保護シートの使用、過積載の防止、低速運転など、交通公害の未然防止を徹底すること。
- イ 道路を汚損した場合は、散水車等で速やかに道路清掃を行うなど、道路管理者の指示に基づき、直ちに良好な道路状態に復旧すること。
- ウ 道路に損傷等を与えた場合は、直ちに道路管理者に届け出て、その指示を受け、申請者の負担において速やかに復旧すること。

(6) 廃棄物等について

- ア 当該採取事業において発生した廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適正に処理し、野焼きなど不法な焼却をしないこと。
- イ 場内に廃棄物（建設汚泥を含む）を持ち込ませないこと。また、場内で廃棄物の不法投棄をさせないように十分に管理すること。
- ウ 申請区域内において産業廃棄物の保管積替場を設けるときは事前に県と調整すること。

(7) 自然環境の保護について

- ア 事業区域において、既に届出済みのその他の地域内行為届の内容に変更が生じた場合は、変更後の行為着手の30日前までに、変更に関する事項、変更の趣旨および理由を記載した書面を添付し、変更届出を行うこと。
- イ 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、汚濁水の流出等により、周辺の動植物の生育環境に影響が生じないように十分配慮すること。

(8) 文化財等の保護について

- ア 当該地においては、未周知ではあるものの、北東方に近在する周知の埋蔵文化財包蔵地（鷲ヶ岳城跡）に関係する中世山城跡の遺構群が、別添黄色部付近に分布する旨の通知を勝山市及び永平寺町教育委員会から受けている。



別図（写）黄色部付近において開発行為を実施する場合には、各市町担当課に事前にその取扱いにつき協議するとともに、工事中不時に埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法第96条の規定に基づき現状を損なうことなく当該各市町担当課に届け出て、同法に則した措置をとること。

(9) 勝山市から付される条件

- ア 公共水域に濁水を出さないこと。
- イ 排水排出先の九頭竜川は、天然記念物「アラレガコ」棲息地となっているため、万全の配慮を行うこと。また、別紙地図のとおり埋蔵文化財包蔵地（オオヒラ城跡）を発見し、現在、周知の遺跡として県と協議中のため、工事を実施する前に商工文化課文化財活用係と協議すること。
- ウ 緊急時の連絡体制（連絡先等）を明確にすること。
- エ 景観法に基づく勝山市景観条例による届出を行うこと。

(10) その他

- ア 当該箇所は、森林法第10条の2による林地開発許可地であり、期間の延長や認可内容の土地の利用に関する計画に変更がある場合は、奥越農林総合事務所林業部に林地開発行為計画内容変更届を提出すること。
- イ 当該申請地は都市計画区域内の地域であり、当該地域において10,000㎡以上の土地（一団の土地であるときは、10,000㎡未満の土地を含む）について土地売買等の契約を行う場合には、土地の権利取得者はその都度契約締結日を起算日として2週間以内に、勝山市（建設課）へ届け出をすること。（国土利用計画法第23条第1項・第2項）

※土地売買等の契約

土地に関する権利（土地の所有権、地上権、貸借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利）の移転または設定を対価の授受を伴って行う契約

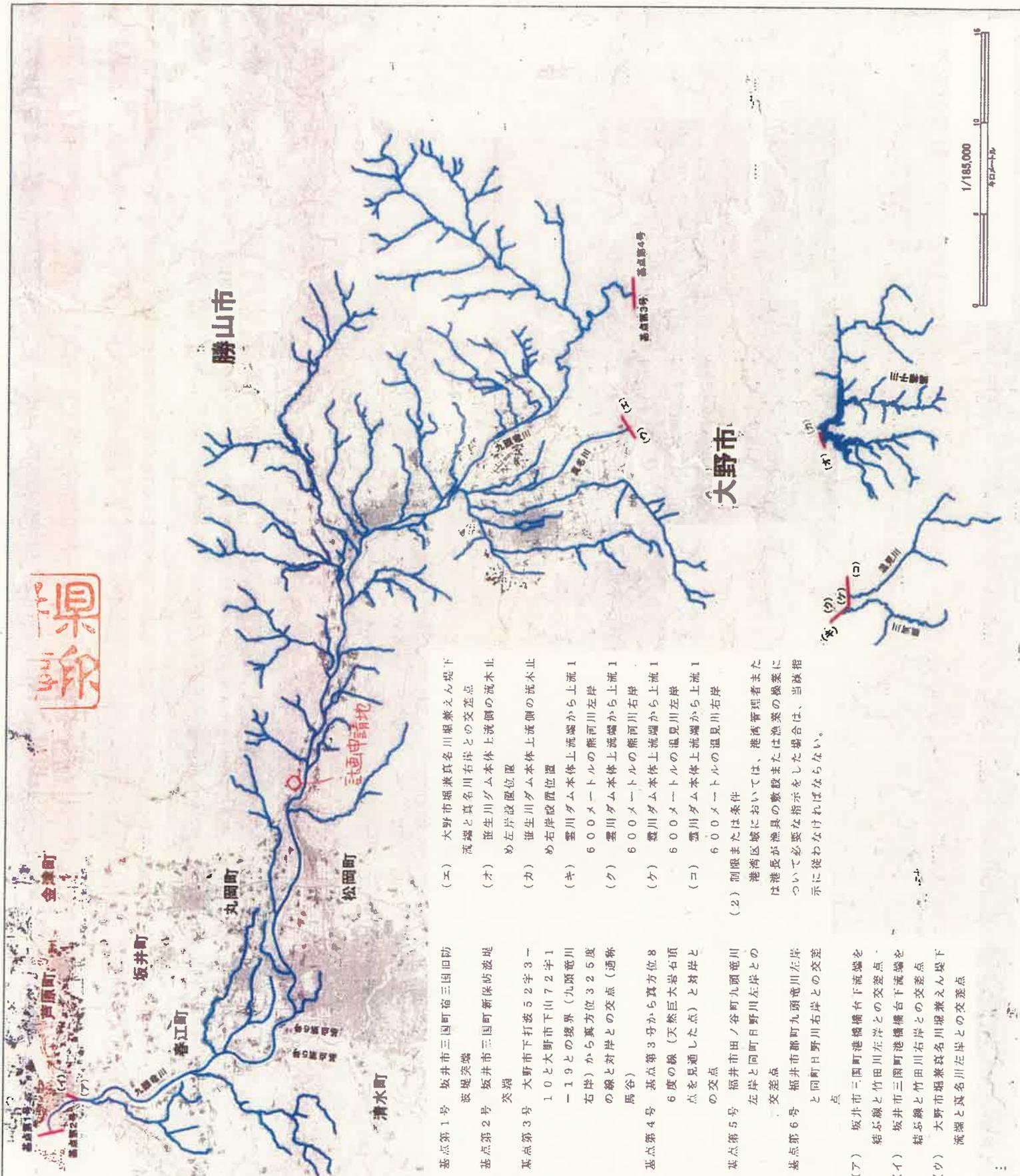
(関係法令等)

- ・採石法（昭和25年法律第291号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成12年法律第57号)
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律  
(昭和46年法律第107号)
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）



- ・福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・福井県自然環境保全条例（昭和48年福井県条例第1号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・国土利用計画法（昭和49年法律第92号）
- ・国有財産法（昭和23年法律第73号）
- ・福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）
- ・福井県公害防止条例（平成8年福井県条例第4号）
- ・勝山市景観条例  
等





勝山市

大野市

福井市

清水町

免許番号 内共第1号

漁場の位置

福井市(旧越前村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和森村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三國町宿三國回防

波堤突端

基点第2号 坂井市三國町新保防波堤

突端

基点第3号 大野市下打波52字3-1

10と大野市下山72字1

1-19との境界(九頭竜川

右岸)から真方位32.5度

の線と対岸との交点(通称

馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位8

6度の線(天然巨大岩石頂

点を見通した点)と対岸と

の交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川

左岸と同町日野川左岸との

交差点

基点第6号 福井市郡九頭竜川左岸

と同町日野川右岸との交

点

(ア) 坂井市三國町港橋橋下下流端を

結ぶ線と竹田川左岸との交差点

(イ) 坂井市三國町港橋橋下下流端を

結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下

流端と真名川左岸との交差点

(エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下

流端と真名川右岸との交差点

(オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止

め左岸設置位置

(カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止

め右岸設置位置

(キ) 雲川ダム本体上流端から上流1

600メートルの熊河川左岸

(ク) 雲川ダム本体上流端から上流1

600メートルの熊河川右岸

(ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1

600メートルの温見川左岸

(コ) 雲川ダム本体上流端から上流1

600メートルの温見川右岸

(2) 制限または条件

港湾区域においては、港湾管理者または

港長が漁具の敷設または漁業の操業に

ついて必要な指示をした場合は、当該指

示に従わなければならない。

環境に配慮したのり面緑化を行うために以下の事項に注意する。

1. 地域にあった在来種を主に用いた緑化を行う。
2. 安易な外来種の利用を避ける。
3. 単一植生にならないようにする。
4. 木本類の採用を検討する。
5. 草本類の播種工の場合、発芽期待本数を多くしすぎない。
6. 現地発生材(現地表土・樹木)およびリサイクル材の利用を図る。

## 2. 設計の考え方

### 解説

環境に配慮したのり面緑化を行うためには、できる限り地域にあった在来種を用いることが望ましい。また、今回作成のマニュアルの基本方針である「長期斜面の安定」「地域生態系の保全」の観点から単一植生にならないよう注意することが必要になる。単一植生になることにより環境変化や病害虫などによりのり面全体の緑化への悪影響が考えられるほか、多様性の喪失や周辺環境との調和という点でも問題が発生するものと考えられる。

草本類の播種工を行う場合、発芽期待本数を多くしすぎると木本類を被覆し成長を阻害する場合や周辺地域からの侵入種子が入りにくく植生遷移が遅れることがあるので注意が必要である。

また、基本方針の「地域内資源循環」の観点から現地発生材(現地表土・樹木)およびリサイクル材の利用促進を図る。

在来の植物を利用して緑化を行う場合、種子および苗木は地域産および国内産のものを用いるのが望ましい。そのため、事前に計画を立て種子および苗木を予約注文することが必要である。

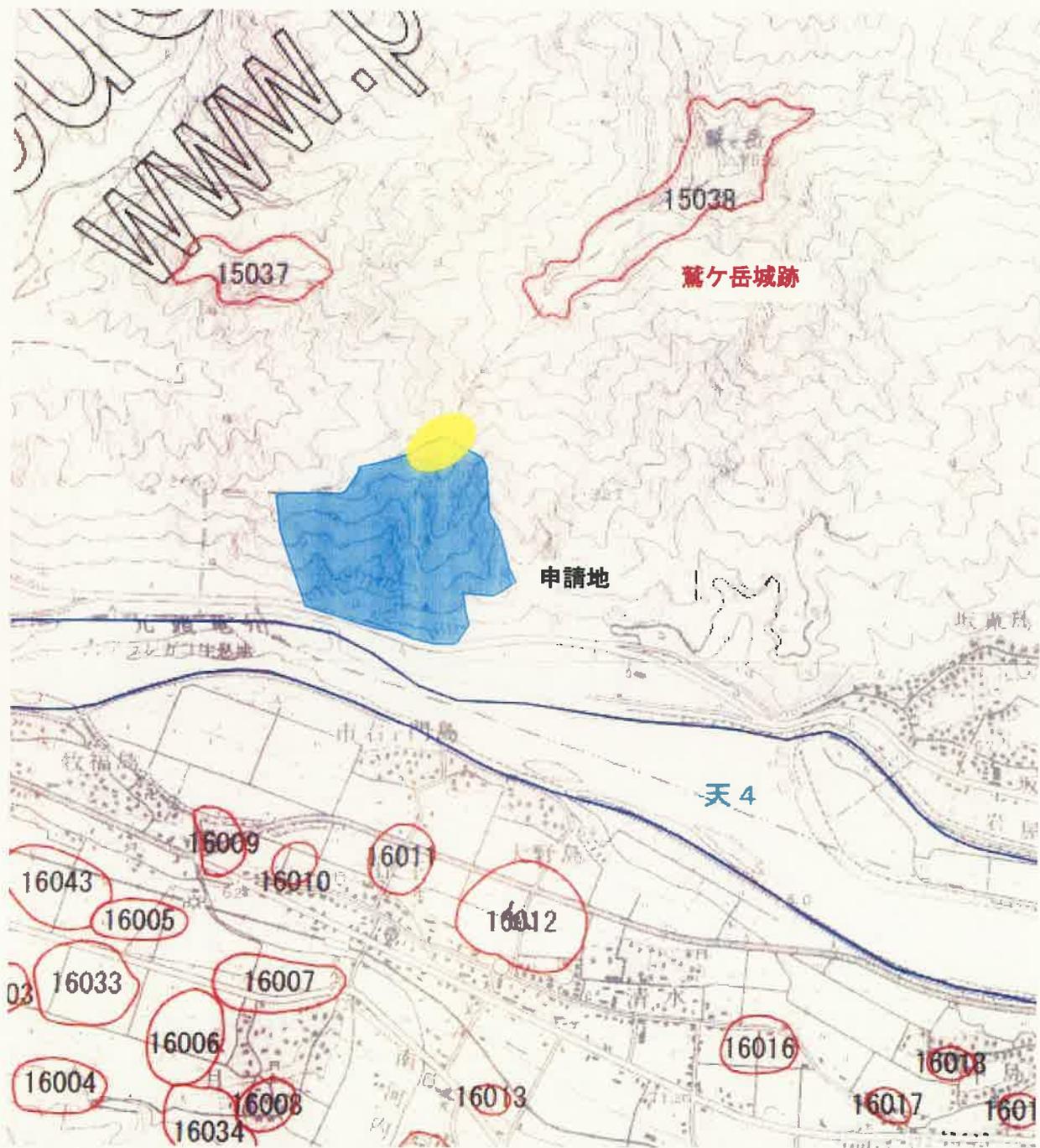
## 3. 種子および苗木の確保

### 解説

環境に配慮したのり面緑化を行う場合、種子と苗木は重要な要素である。基本方針の1つでもある「地域の生態系保全」を実践するためには、緑化工にできる限り現地産・県内産・地方産・国内産の種子および苗木を使用するのがよい。

種子については、特に現地産・県内産・地方産・国内産の種子の調達は、外来種の調達に比べ難しい状況にあるため、現状では計画的な予約採取を行う必要がある。

苗木についても国内産での確保は比較的容易であるが、より郷土性を確保し、地域の生態系に配慮するために必要な現地産・県内産の確保は難しいため事業計画に合わせ苗木の栽培および予約等を事前に行うことが望ましい。



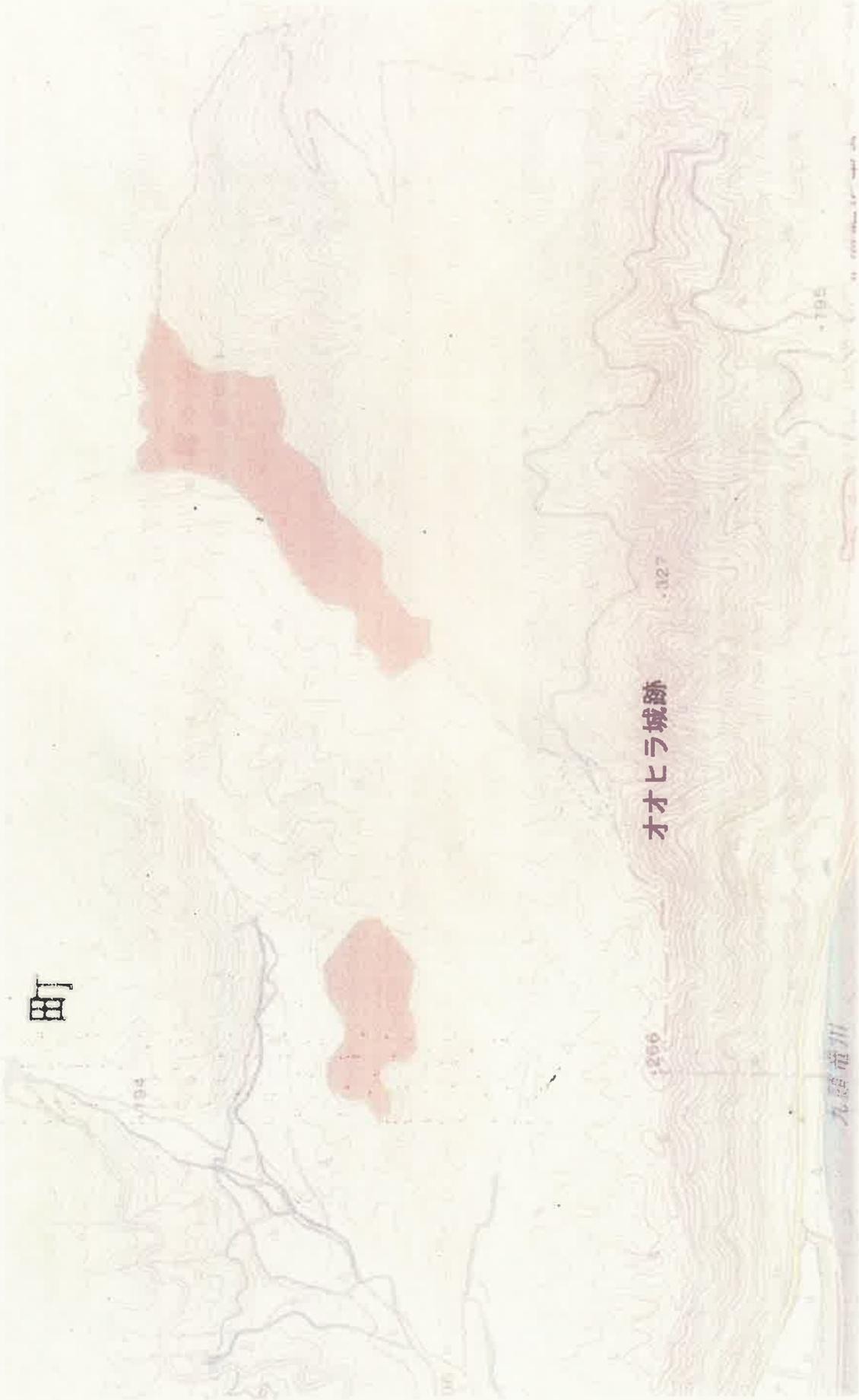
県印

掛紙

陸山町  
添付資料 (口)



町



オオヒラ城跡

九段川

青：申請箇所